

裁判所からの文書送付嘱託等への対応 に係る標準事務処理要領

平成27年5月
安全衛生部

目次

I 用語解説	3
1 文書提出命令	
2 文書送付嘱託	
3 調査嘱託	
II 裁判所からの文書提出命令等への対応	4
1 基本的な考え方	4
2 文書提出命令	6
3 文書送付嘱託	6
(1) 送付嘱託書の受理	
(2) 同意確認	
(3) 黒塗り案の作成	
(4) 本省協議	
(5) 裁判所への文書送付	
4 調査嘱託	9
(1) 回答案の作成	
(2) 本省協議	
(3) 裁判所への回答	

本要領は、民事訴訟法に基づく文書送付嘱託等について、法の趣旨に照らして、件数の多い事例や例を示すことにより業務簡素化が見込まれる事例における留意すべき事項を示したもの。具体的な対応は個別の事情を考慮して各労働局において検討すること。（今後も必要に応じて更新する予定）

I 用語解説

1. 文書提出命令（民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下、「民訴法」という。）第223条）

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対しその提出を命ずる手続。

なお、文書提出命令は、文書の所持者に対しては、その提出を命ずる決定を行うことができるが（民訴法第223条第1項）、文書の所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない（民訴法第223条第2項）こととされている。

また、第三者が文書提出命令に従わないときは、過料の制裁が課せられる（民訴法第225条）。

（文書提出命令等）

第223条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。

3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号口に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。

4～7 （略）

2. 文書送付囑託（民訴法第226条）

訴訟当事者からの申立てに基づき、裁判所がこれを認容したときに、文書の所持者に対して文書送付を囑託する手続。文書提出義務を前提とするものではなく、訴訟法上は強制力がない。

(文書送付の嘱託)

第226条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

3. 調査嘱託（民訴法第186条）

訴訟当事者の申立て又は裁判所の職権により、官公署等に対して、事実や専門知識等について必要な調査を嘱託する手続。

(調査の嘱託)

第186条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

Ⅱ 裁判所からの文書提出命令等への対応

1. 基本的な考え方

裁判所からの文書提出命令等に対する提出、送付等の考え方は、過去の判例がもとになっている。

すなわち、最決平成17年10月14日民集59巻8号2265頁(以下「平成17年最決」という。)においては、災害調査復命書には、①調査担当者が職務上知ることができた事業場等の私的な情報(以下「①の情報」と、②行政内部の意思形成過程に関する情報(以下「②の情報」とが記載されており、いずれも民訴法第220条第4号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」に当たるものと認められたが、①の情報に関しては、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」が具体的に存在するということとはできないことから、結局同号ロの該当性が否定され、提出義務が認められなければならないとされた。

なお、平成17年裁決は、上記のとおり判示した上で、①の情報に係る部分の特定等について、原審に差し戻したが、その後この事件は和解が成立しているため、①の情報に係る部分の具体的判断はなされていない。

＜最3小決平成17年10月14日民集59巻8号2265頁＞（参考）

1. 民訴法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」の該当性について

「本件文書（災害調査復命書）は①調査担当者が職務上知ることができた本件事業場の安全管理体制、労災事故の発生状況、発生原因等の被告会社に

としての私的な情報（以下「①の情報」という。）と、②再発防止策、行政上の措置についての調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報（以下「②の情報」という。）が記載されているものであり、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって、公表を予定していないものと認められる。そして、本件文書のうち、②の情報に係る部分は、公務員の所掌事務に属する秘密が記載されたものであると認められ、また、①の情報に係る部分は、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密が記載されたものであるが、これが本案事件において提出されることにより、調査に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということが出来るから、①、②の情報に係る部分は、いずれも、民訴法２２０条４号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」に当たるものと認められる。」

２．民訴法２２０条４号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある」との該当性について

「本件文書のうち、②の情報に係る部分は、上記のとおり、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意志決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することが明らかである。しかしながら、①の情報に係る部分は、上記のとおり、これが本案事件において提出されると、関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということが出来るものではあるが、

（ア）本件文書には、被告会社の代表取締役や労働者らから聴取した内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、（イ）調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり（労働安全衛生法９１条、９４条）、労働基準監督署長等には、事業者、労働者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる権限があり（同法１００条）、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていること（同法１２０条４号、５号）などにかんがみると、①の情報に係る部分が本案事件において提出されても、関係者の信頼を著しく損なうことになるということとはできないし、以後調査担当者が労働災害に関する調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが著しく困難となるということもできない。また、上記部分の提出によって災害調査復命書の記載内容に実質的な影響が生ずるとは考えられない。したがって、①の情報に係る部

分が本案事件において提出されることによって公務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に存在するということとはできない。」 「そうすると、本件文書のうち、②の情報に係る部分は民訴法220条4号ロ所定の「その提出により（中略）公務の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるもの」に該当しないといえないが、①の情報に係る部分はこれに該当しないというべきであるから、本件文書のうち、②の情報に係る部分については同号に基づく提出義務が認められないが、①の情報に係る部分については上記提出義務が認められなければならない。」

民訴法

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ （略）

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ～ホ （略）

2. 文書提出命令

民訴法上、文書提出命令を決定する前に行政庁に対して審尋がなされる場合がある。審尋がなされた場合あるいは裁判所から事前に連絡があった場合は、直ちに本省労働基準局総務課まで一報すること。また、別途法務局又は地方法務局の民事訴訟部門に対する事前説明が必要であることから、可及的速やかに連絡調整を実施すること。

3. 文書送付嘱託

裁判所から災害調査復命書の開示を求められる場合、その多くは文書送付の嘱託としてなされる。対応手順は以下のとおり。

（1）送付嘱託書の受理

- ① 裁判所から送付嘱託書が送付された場合、当該申立てが原告・被告のいずれからなされたものなのか担当書記官等に確認すること。また、申立人の相手方は本件申立てがなされていることを承知しているのか等も確認すること。さらに、当事者が複数いる場合（「〇〇ほか2名」などとされている場

合) には、省略されている当事者が何者であるかについても確認すること。

- ② 関係者の同意確認等に時間を要する等の理由により、裁判所が示す期日までに対象文書の送付が間に合わないと思われる場合は、裁判所に対して予めその旨を説明し、理解を得るようにすること。
- ③ 対象文書が明確でない文書送付の嘱託が行われた場合には、書記官等に対し、対象となる可能性がある文書を丁寧に説明し、対象文書を特定するようにすること。
- ④ 一連の対応について、行き違いをなくす観点から内容をメモにして残しておくこと。

(2) 同意確認

災害調査復命書の文書送付に当たり、以下の事項については関係者の意向を確認すること。また、関係者の同意が得られた部分を送付（開示）すること。

① 個別事業場の名称、個人の名称

災害調査復命書中に、個別事業場の名称、個人の名称が記載されている場合は、これらを開示して裁判所に送付することについて、それぞれ同意確認を行うこと。ただし、例えば個人住宅の発注者等、申立人及び申立人の相手方当事者以外の災害発生状況と全く関係のない第三者については、同意確認の必要はなく、その氏名や事業場名を記載している箇所については送付を要しない（不開示としてよい。）。

② 聴取内容がそのまま記載・引用されている部分

例えば「同僚である〇〇によれば、・・・」といったように、聴取内容が被聴取者を明示してそのまま記載・引用されている部分については、被聴取者へ同意確認を行うこと。なお、聴取した内容等を総合して、調査担当官が判断して記載した内容については、被聴取者への同意確認は必要なく、そのまま開示すること。なお、調査担当官の職権では収集できない情報を記載する部分については送付を要しない。

③ 事業場等の技術又は職業の秘密（民訴法第197条関係）

事業場等の技術又は職業の秘密に係る部分が含まれていると考えられる場合は、当該事業場等にその同意確認を行うこと。

災害調査復命書は、調査官が災害発生現場を見聞し、関係者から状況を聴取し、必要な関係書類の提出を受けた上で、これらを総合して作成されているものであり、基本的には、災害調査復命書及び調査担当官が作成した見取図には、事業場等の技術又は職業の秘密は含まれておらず、これらの文書については①及び②で同意確認が得られていない部分を除き送付対

象になる。

しかしながら、事業者から任意に提出された文書であって、技術上の秘密である製造設備等が詳細に記載されているもの（後記⑤関係）あるいは調査担当官が撮影した写真であって当該設備等の詳細が写っているものについては同意確認が必要となることに留意すること。

ここでいう「事業場等の技術又は職業の秘密」とは、「その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落し、これによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものをいう。」（最決平成12年3月10日 民集54巻3号1073頁）とされていることに留意すること。

④ 医師の作成した文書

医師の意見書等の文書については、医師が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師に対し、裁判所からの文書送付囑託に応じるか同意確認を行うこと。

ただし、対象となっている文書が診断書、死亡診断書等であって、訴訟当事者に被災労働者あるいはその遺族（以下「被災労働者等」という。）が含まれる場合は、当該被災労働者等の同意が得られれば、当該文書に記載されている情報については秘密としての要保護性が失われることになるので、訴外第三者に当たる医師個人の氏名だけを不開示にした上で、該当文書を送付して差し支えないこと。

⑤ 申立人以外の者から提出のあった文書

災害調査復命書の添付書類としている申立人以外の者から提出のあった文書については、当該申立人以外の者に対して同意確認を行うこと。

この場合、当該添付書類に記載されている訴外の個別事業場の名称、個人の名称については、復命書本文で既に同意確認して開示しているものを除き、同意確認するまでもなく送付しないこととして差し支えないこと。

（３）黒塗り案の作成の例

災害を発生させた事業場等と被災労働者等が訴訟の当事者となっている事件について、当該災害の災害調査復命書で開示する部分、不開示とする部分は以下のとおり。

(災害調査復命書)

原則開示する部分 (ただし、上記(2) ①から⑤で同意を得られなかった部分は不開示)	【甲紙】 [局名]、[署名]、[起因物]、[事故の型]、[号別]、[事業の種類および事業の概要]、[労災関係]、[事業場名]、[所在地]、[代表者氏名]、[親事業場名元方事業場名]、[所在地]、[代表者職氏名]、[安全衛生管理体制]、[所定労働時間]、[労働者数]、[災害発生地]、[発生日月日時]、[被災状況]、[被災者氏名]、[年齢]、[職種]、[経験年数]、[勤続年数]、[障害の部位及び傷病名]、[休業見込日数および死亡]、[出稼・一般の別]、[発生状況、原因等の概況※]、[調査年月日]、[面接者職氏名]、[調査官]、[災害発生状況の詳細※] 【添付書類】 見取図※、写真※、関係者※から提出を受けた書類 ※ 災害発生原因の推測等、行政内部の意思形成過程に係るものを除く。
原則不開示とする部分	【乙紙】 [災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細]、[備考]、[違反条項]、[措置]、[署長判決および意見]、[調査官の意見及び参考事項]

(4) 本省協議

本省協議を実施する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して、十分な時間をもって行うこと。

(5) 裁判所への文書送付

本省協議結果を踏まえて、裁判所へ送付すること。

4. 調査嘱託

(1) 回答案の作成

調査嘱託の場合、その後、文書送付嘱託がなされる場合があることから、回答に当たっては、上記3(3)で原則開示とした部分から該当する部分について必要に応じて関係者への同意確認を行った上で質問事項に回答すること。なお、災害調査復命書の記載内容と齟齬がないかも確認すること。

また、文書送付嘱託に対応したものの、同意確認がとれずに送付できなかった箇所の質問がされる場合もあることから、この場合は、関係者に事情を説明した上で改めて同意確認を行い回答できるように努めること。

(2) 本省協議

本省協議を実施する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して、十分な時間をもって行うこと。

(3) 裁判所への回答

本省協議結果を踏まえて、裁判所へ送付すること。

平成 26 年度までの内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申等を踏まえた
行政文書の開示業務等に係る標準事務処理要領の主な変更箇所

(1) 平成 26 年度（行情）答申第 108 号の概要

本件は、「特定年月日から現在（注：当時）までの間、福島労働局と管下の監督署が東京電力福島第 1、第 2 原発で作業する労働者に関し事業者に対して行った、労働条件についての調査や対応に関わる文書（指導票、その他交付した指導文書、是正報告書などの改善報告書）」の開示を求めるものであるが、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申において、是正勧告書について、事業場が特定されない限り、監督署が指導した「違反法条項」及び「違反事項」を開示したとしても、当該事業場が特定されるおそれがあるとは認められず、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきとされた。

※ 本答申の趣旨を踏まえ、上記の箇所のみならず、安全衛生指導復命書における「完結区分」、「指導種別」、「署長判決」、「No.」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「確認までの間」並びに安全衛生指導復命書（違反・指導続き）における「No.」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「確認までの間」についても、事業場が特定されない限り、開示することとした。

(2) 平成 24 年度（行情）答申第 539 号の概要

本件は、「東京労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成 22 年度に東京労働局に報告されたもの。」の開示を求めるものであるが、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申において、災害調査復命書について、事業場が特定されない限り、「所定労働時間」及び「労働者数」を開示したとしても、当該事業場が特定されるおそれがあるとは認められず、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきとされた。

※ 本答申の趣旨を踏まえて、上記の箇所のみならず、災害調査復命書における「発生年月日日時」、「災害発生地」の一部、労働者死傷病報告における「労働者数」及び安全衛生指導書における「労働者数」については、地域性や熱中症等の事故の性質、社会的な関心等を考慮に入れ、事業場が特定されないことを十分に確認した場合に限り、開示することとした。

(3) 平成 26 年度（行情）第 64 号

本件は、「東京労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成 24 年度に東京労働局に報告されたもの。」の開示を求めるものであるが、内閣府情報公開・個

人情報保護審査会の答申において、災害調査復命書について、事業場が特定されない限り、「職種」を開示したとしても、当該事業場が特定されるおそれがあるとは認められず、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきとされた。

※ 「職種」については、地域性や記載内容によって事業場が特定されることも考慮する必要がある。

(4) (1)～(3)を踏まえた標準事務処理要領の主な変更点（情報公開法分（事業場不特定型））

対 象 文 書	(旧) ⇒ (新)
① 災害調査復命書	
(i) 所定労働時間	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(ii) 発生年月日時	開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(iii) 労働者数	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(iv) 災害発生地	開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(v) 職種	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(vi) 災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細	(項目について) 条件付き開示 ⇒ 開示
② 労働者死傷病報告	
(i) 労働者数	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(ii) 発生日時	開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(iii) 職種	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
③ 安全衛生指導書、安全衛生指導書（継紙）及び安全衛生指導復命書（違反・指導続き）	
(i) 完結区分及び指導種別	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(ii) 労働者数	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
(iii) 署長判決	不開示 ⇒ 条件付き開示

	※ 事業場が特定されない場合に開示
(iv) No.、違反法・条項・指導事項等及び是正期日・改善期日	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示
④ 安全衛生指導書（控）	
(i) 項目及び指導事項	不開示 ⇒ 条件付き開示 ※ 事業場が特定されない場合に開示